

海外人材 News Pick Up

Vol.3 (2023.8.14号)

入管難民法改正。3回目以降の難民認定の審査中については国が当該外国人を国外に退去させることは妨げられなくなる

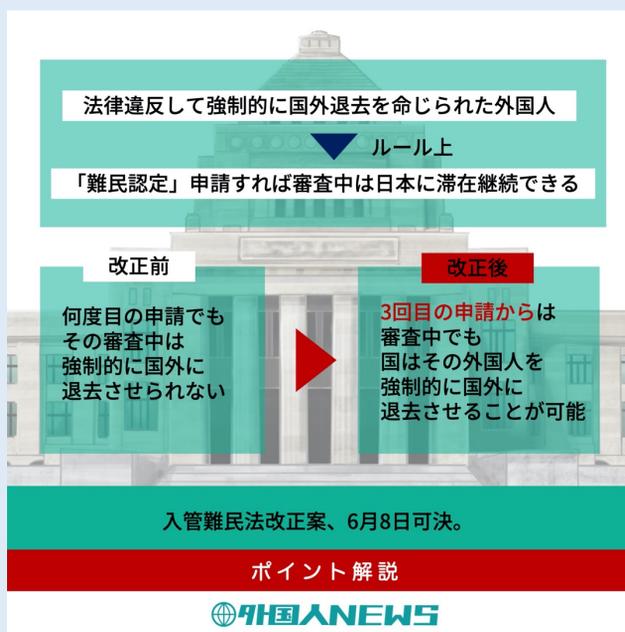
入管難民法改正案が6月8日に国会で可決。様々な改正点がありますが、今回は、難民認定手続き中の送還停止効に例外を設置する点について簡単解説します。

例えば、外国人が犯罪をおかしたり、認められている在留期間を超えて日本に滞在し続けていたり、認められている就労範囲外の仕事をしたりして、日本の法律を違反した外国人を、国は強制的に国外に退去させることができるルールになっています。

一方で、上記のように退去させられることになった外国人でも、「難民認定」を申請すると、その申請が審査されている期間中については、国はその外国人を強制的に国外に退去させられないルールになっています。それが適用される申請の回数は、無制限でした。

いわば、つまり、

- ・難民認定を申請する
- ↓
- ・審査中、日本に居続けられる
- ↓
- ・審査が不許可
- ↓
- ・すぐさま、再び難民認定を申請する
- ↓
- ・審査中、日本に居続けられる
- ↓
- ・審査が不許可
- ↓
- ・すぐさま、再び難民認定を申請する
- ↓
- ・審査中、日本に居続けられる…



と、いう風に、これまでは、難民認定をしさえすれば、半永久的に日本に滞在し続けられるようなルールになっていました。

今回の法改正では、1~2回目の難民認定の審査中はこれまで通り国はその外国人を強制的に国外に退去させることは妨げられるが、**3回目以降の難民認定の審査中については国がその外国人を強制的に国外に退去させることは妨げられないようになりました。**

▶ 出入国在留管理庁：入管法改正案について

https://www.moj.go.jp/isa/laws/bill/05_00007.html

日本国内のスーダン人に就労可能な在留資格「特定活動」を許可



スーダンでの情勢不安が高まる中、**日本国内にいるスーダン人に就労可能な在留資格「特定活動」を許可する**と法務大臣が7月14日に発表。

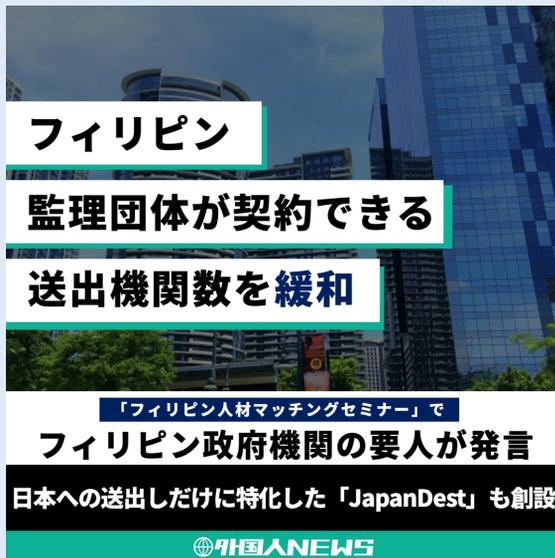
日本国内に在留するスーダン人は約400人。現行の在留資格の期限の満了が迫っている人もいる。**強制退去が決まっている人についても、本人の意思に反して送還することはしない**という。

入管のサイトに上記の在留資格取得に必要な書類として挙げられているのは、「理由書」「身元保証書」など。本人の生活費や帰国できるようになった際の渡航費など全般的な支援を行ってくれる**身元保証人の確保が必要**とされている。

▶ 出入国在留管理庁：本国情勢を踏まえたスーダン人への緊急避難措置

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/06_00011.html

監理団体が契約できる送出機関の数を緩和へ（フィリピン）



先般、日本で開催された「フィリピン人材マッチングセミナー」で、フィリピン政府機関の要人が、**現行ではフィリピン側のルールで外国人技能実習制度の監理団体が契約できるフィリピン現地の送出機関の数を「1社」限定（2社目以降は所定の要件を満たす場合だけ可能）としているのを「5社」まで可能とする方針を発表しました。**実際の開始時期は今後のフィリピン政府機関（MWO）からの正式な通達待ちとなるとのこと。

また、そこでは、フィリピン初の試みとして、日本への送出しだけに特化した機関「Japan Desk」の創設も発表しました。日本が外国人就労者を受け入れるにあたって、その送出国のNo.1にフィリピンがなることを目指していく、との力強い発言もあったとのこと。

▶ JITCO：活気に満ちた会場 フィリピン人材マッチングセミナーを5年ぶりに開催しました

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/27157/>

日本に在留する外国人の人口、2040年には674万人に。

総務省が公表

人口動態調査

日本人は減少し続け

一方、外国人は増加傾向

2040年には**674万人** JICA推定

日本の産業を支えるため
外国人就労者の活躍がますます必要に

外国人NEWS

▼総務省：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000289.html

総務省が人口動態調査を公表。日本人の人口は14年連続で減少し続け、一方、在留する外国人の人口は増加し続けて299万人にも上り、2040年には674万人にもなり、JICAが推定しています。

今回の調査により、日本人の深刻な少子化がさらに浮き彫りにされ、日本の産業を支えるために外国人就労者の需要が高まっていることがうかがえる結果になっています。

日本政府も、外国人就労者をますます増加させていく方針を打ち出しており、最近の報道でも下記の点は特筆すべきところです。

- 特定技能2号ビザの対象職種を拡大へ
→単純労働の就労ビザを本格的に解禁へ
- 専門学校生の技人国ビザの要件を緩和へ
→留学生の就労ビザの要件を緩和へ
- 日本語教師の国家資格化、日本語学校の認定制創設へ
→日本語教育の質の向上へ

上陸を特別に許可された事例及び上陸を特別に許可されなかった事例について

元々日本に在留していた外国人が不法残留や犯罪などを犯して国外に退去強制になり、しばらく年月が経って再び日本に在留しようとするとき、その上陸が特別に許可される基準を暗示すべく、これまで特別に許可された事例、不許可になった事例を入管が公表しました。

(出入国在留管理庁：「上陸を特別に許可された事例及び上陸を特別に許可されなかった事例について」の公表)

▶ https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/08_00033.html

外国人の家事代行業への就職をさらに拡大へ

現行、大阪・愛知・東京など国家戦略特区に指定された6つの地域のみで許可されている外国人の家事代行業への就職を、さらに拡大していく動きを政府が行っているとの報道がありました。

(日本経済新聞：外国人の家事代行を拡大へ 政府、在留延長や仲介制度)

▶ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA27D510X20C23A600000/>

専門学校生の「技人国」ビザ取得の要件が緩和へ。学歴と業務内容の「関連性」の度合いを大学生と同等に柔軟に判断。

専門学校生

技人国ビザの取得

要件緩和へ

- ✓ 文科省に認定を受けた専門学校生
- ✓ 「大学生と同等」に柔軟に判断
- ✓ 今年の秋にもガイドライン見直しへ
- ✓ 来春の専門学校卒業生に間に合わせる方向

外国人NEWS

専門学校の卒業生への「技人国」ビザ許可要件が緩和される方向。年内の秋にもガイドラインが見直されるとのこと。「文科省から認定された専門学校」の卒業生限定。

大学・専門学校などを卒業した留学生が、日本の会社でオフィスワークなど就労するのに、一番多い在留資格が「技術・人文知識・国際業務」です。略して「技人国」と呼ばれています。

この「技人国」の在留資格が認められる要件は、「これまで留学生が学んできたこと」と「就職先で従事する予定の業務内容」の「関連性」です。

この「関連性」の有無の判断基準は、その留学生が「大学・大学院」を卒業しているか、それとも「専門学校」を卒業しているかで異なります。

簡単にいうと、「大学・大学院」の場合は、「関連性」の判断が柔軟に行われます。たとえば、大学で「就職先で従事する予定の業務内容」とぴったり合致するような科目を専攻していなくても、概ね学科や学んできた項目の方向性が合致していれば許可の判断がなされる余地があるといわれています。

一方で、「専門学校」の場合は、「関連性」の判断が厳格に行われるといわれてきました。専門学校で「就職先で従事する予定の業務内容」と一定程度合致している科目を専攻していなければ、許可の判断は難しい場合が多いといわれてきました。

それが、今回の要件緩和への方針によって、「専門学校」の場合も「大学・大学院」の場合と同様に柔軟に判断されることになったというわけです。

ただし、「専門学校」ならどの専門学校でもよいというわけではなく、「文科省から所定の認定を受けた専門学校」の卒業生限定とのこと。そのあたりは、これから見直されるガイドラインで詳しいことが定まっていくとのこと。

早くも今年の秋にもガイドラインが見直されて、緩和が認められていく方向性とのこと。遅くとも来春の専門学校の卒業に間に合わせるように進めていくそうです。

▶日本経済新聞：専門学校の留学生、就職先拡大 「専攻に限定」秋にも緩和

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE29AUT0Z20C23A600000/>

新しい在留資格

7月6日
入管公表

特定活動(進学待機者)

- ・大学を卒業した留学生在が大学院に進学しようとするとき
- ・大学院の入学時期が現行の在留資格の満了日を超える場合

大学

大学院

大学卒業後
1年以内
在留可能に

外国人NEWS

留学生在が大学院に進学するとき
期間が空いてしまう場合の暫定的な在留資格を新設

大学を卒業した留学生在が、大学院に進学しようとするとき、大学院の入学時期が現行の在留資格の満了日を超える場合、暫定的に在留を認める在留資格「特定活動(進学待機者)」が新たに設置されました。

つい先頃7月6日に入管で公表されたばかりの新しい在留資格です。

政府は、留学生の大学院への進学を促進していく方針で、今回の新たな在留資格の設置はその方針の一端であり、今春4月27日に取りまとめられた教育未来創造会議第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」から起因しています。

在留期間は、大学卒業後1年以内が上限とされています。

こちらの在留資格が認められる主な要件としては、下記が挙げられています。

- ・大学を卒業している
- ・大学院への進学が決定している
- ・大学院に入学する日が、現行の在留資格の期間満了後に設定されている
- ・大学院側がその留学生と3カ月に1回以上連絡を取ることを誓約している
- ・留学生在が今回申請する在留資格「特定活動(進学待機者)」で在留する期間、生活を問題なくやっつけられる経済基盤がある(貯蓄・支援者がいる)

上記の要件の立証資料として入管に提出すべきとされているのは下記の書類です。

- ・大学の卒業証明書
- ・大学院の入学予定日の証明書(入学許可書など)
- ・誓約書
- ・支弁能力の証明書類

▶ 出入国在留管理庁：大学を卒業後大学院へ進学する留学生の在留資格について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri10_00151.html

外国人技能実習生の実習実施者に対する令和4年の監督指導、送検等の状況を公表します

外国人技能実習生を受け入れている事業所に対して労基や労働局が立ち入り検査を行い、令和4年に最も指導が多かった項目についてのデータを厚労省が公表しました。

特に多かった違反項目は、(1) 使用する機械等の安全基準 (23.7%)、(2) 割増賃金の支払 (16.9%)、(3) 健康診断結果についての医師等からの意見聴取 (16.1%) でした。

(厚生労働省：外国人技能実習生の実習実施者に対する令和4年の監督指導、送検等の状況を公表します)

▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34487.html

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第10回）が開催。

技能実習制度の存廃について注目が集まっている政府の有識者会議が開催されました。7月31日で第10回に上り、新しい外国人就労者受け入れ制度の設置に向けて着々と準備が進められています。

(出入国在留管理庁：技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第10回）)

▶ https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00072.html

技能実習制度の対象職種に「アルミニウム圧延・押出製品製造職種」が新たに追加

7月24日付で「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」が一部改正され、同施行規則別表第一、第二に、下記のとおり職種・作業及び試験実施者が追加されました。当該職種は、技能実習評価試験に係る職種で、2号まで実習が可能です。

(JITCO：技能実習移行対象職種が追加されました（アルミニウム圧延・押出製品製造職種）)

▶ <https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/27340/>

外国人の介護職に「訪問介護」解禁か。厚労省が検討会を開催。

現行の就労ビザでは在留資格「介護」だけにしか認められていない「訪問介護」の仕事を、在留資格「介護」以外の在留資格にも許可するかの本格的な検討に厚労省が着手したとの報道がありました。

(TBS：外国人の訪問介護を検討 技能実習や特定技能の制度 厚労省の検討会)

▶ <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/621562?display=1>

関係閣僚 コメントPick Up



厚労大臣
閣議後記者会見
令和5年7月18日

明日7月19日から23日まで、G20労働雇用大臣会合への出席のため、**インド共和国**のインドール及びデリーに出張します。…（中略）…現地の医薬品・医療機器関係の企業、また**技能実習の送出国**と意見交換を行い、**今後のそれぞれの政策に資する知見を得てきたいと考えています。**

▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00574.html



首相
「令和国民会議」
令和5年7月22日

外国人と共生する社会を考えていかなければならない

▶ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA221AV0S3A720C2000000/>



法務大臣
閣議後記者会見
令和5年8月1日

もし、ルールを守れない違法な外国人が周りにいっぱいいるということになりましたら、日本人が外国人に対する信頼というものが失われて、共生社会の実現というものが程遠いものになってしまうと思いますので、**ルールをしっかりと守っていただくという基盤を作ることが、私は共生社会を実現していく上で極めて大事だ**と思っています

▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00434.html



法務大臣
臨時記者会見
令和5年8月4日

我が国で生まれ育ったものの、在留資格を有していないことから、様々な困難を抱えている外国人のこどもの問題について、私として、真剣に検討してきたところですが、**今般、基本的な方針を定めました**…（中略）

我が国で出生して学校教育を受けており、引き続き我が国で生活することを真に希望していると認められるこどもについては、家族一体として日本社会との結び付きを検討した上で、在留特別許可をしたい

▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00435.html



ジュエリー（宝石・貴金属）の加工の仕事をするビザ。在留資格「技能（4号）」

在留資格取得の要件は、実務経験10年以上（宝石・貴金属加工）。実務経験には教育機関でそれについて学んだ期間を含めてもかまいません。こちらの在留資格で行える活動は、宝石から製品をつくる、原石から宝石をつくる、といった活動です。特に、外国特有の宝石加工技術でなければならぬなどといった縛りはありません。

宝石加工といえば、世界最大のダイヤモンド加工国であり、ダイヤモンド加工職人が最も多いといわれている、インド。世界で流通するダイヤモンドの9割を加工しています。インドや他にも中東などは宝石の加工技術が発達しています。そういった技術が発達した国から日本でその技術を活かした仕事ができる在留資格が用意されているのです。

日本で宝石というと、東京都台東区の御徒町でしょう。宝石商も多く、インド人も多いといわれています。また、ジュエリーの生産地として山梨県の甲府も有名ですね。

ジュエリー業界の仕組みとしては、まず、発掘された原石を扱う「宝石問屋」があり、次にそこから素材を購入して加工・デザインする「商社」があり、その商社から宝石商品を購入してメーカーに販売する「卸売業」があり、そして、最終的に消費者に販売する「メーカー」がある、という構図になります。

▼出入国在留管理庁：在留資格「技能」
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/skilledlabor.html>
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/skilledlabor02.html>



外国人雇用に関する注目ニュースやお役立ちトピックなど
初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー
2900 突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。